

## 「令和４年豪雨災害に係る災害復旧工事」および「令和６年能登半島地震に係る災害復旧工事」における主任技術者及び現場代理人の兼務等の取扱いについて

白山市では、令和４年豪雨災害および令和６年能登半島地震からの早期復旧を円滑に進めるための特例対策として、以下のように取り扱うこととします。ただし、４は災害復旧工事以外も対象とします。

### １ 対象工事

「令和４年豪雨災害に係る災害復旧工事」および「令和６年能登半島地震に係る災害復旧工事」

### ２ 主任技術者の兼務要件の緩和について

兼務可能な件数は原則２件程度としていますが、災害復旧工事を含む場合は３件まで兼務可能とします。

### ３ 現場代理人の兼務要件の緩和について

#### （１）工事の契約額について

工事の契約額は４，５００万円未満としていますが、災害復旧工事については４，５００万円以上でも兼務可能とします。

#### （２）契約額の合計額について

兼務する工事の契約額の合計は概ね９，０００万円未満としていますが、災害復旧工事については、契約額の合計に含めないものとします。

#### （３）兼務可能な件数の上限について

概ね２～３件程度としていますが、災害復旧工事を含む場合は５件まで（災害復旧工事以外の工事は３件まで）兼務可能とします。

なお、近接した複数の災害復旧工事について、入札行為を合併し、一つの入札で同一の者に落札させる入札（合併入札（合冊による発注））が行われた場合は、当該入札に係る複数の工事に同一の現場代理人を配置し、一括して１件として数えることができるものとします。

### ４ 主任（監理）技術者の途中交代について

主任（監理）技術者の工期途中での交代は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等といった真にやむを得ない場合等に限られていますが、令和６年能登半島地震又は令和６年奥能登豪雨に伴い、主任（監理）技術者が職務を継続できない場合や工期及び工事内容に大幅な変更が発生した場合等も途中交代を認めることとします。

### ５ 適用期間

本通知の適用については当面の間とします。

### ※留意事項

（１）兼務する工事に白山市発注工事以外が含まれる場合、その発注機関の承認も受けるようにしてください。

（２）本通知に記載した以外の兼務要件等については、通常どおりの取扱いとします。